

保税業務規則に関する経過措置について

～保税蔵置場等の被許可者の皆様へ～

令和8年6月1日から、これまで保税蔵置場等の許可の際に整備をお願いしていた社内管理規定に代えて、**保税蔵置場等の業務について関税法その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項を規定した規則（保税業務規則）**を定めることが保税蔵置場等の許可の要件となります。以下に該当する保税蔵置場等の被許可者については経過措置が適用されますので、所定の期限までに保税業務規則を定め管轄する税関官署に提出していただきますようお願いいたします。

詳細は「[令和8年度関税改正（保税関係）の概要【Q&A】](#)」もご参照ください。

1. 保税業務規則の提出期限 《Q&A問7》

令和8年6月1日の時点で現に保税蔵置場等（保税蔵置場、保税工場、保税展示場、総合保税地域）の許可を受けている者（許可に係る総合保税地域で貨物を管理する者を含む。）【**令和8年9月30日まで**】



2. 保税業務規則の記載事項 《Q&A問6》

保税業務規則の記載事項は関税法施行規則及び関税法基本通達に定めており、基本的に現在の社内管理規定の記載事項から大きな変更はありません。

3. 保税業務規則の提出方法 《Q&A問9》

上記1. の期限までに、管轄する税関官署に対し、書面又はNACCS汎用申請（**手続種別コード：H15（保税地域の許可内容変更届出）**）にて提出してください。

！ 社内管理規定を保税業務規則として使用する旨の申出 《Q&A問10》

既に税関に提出している社内管理規定について、事業者側においてその内容を改めて確認いただき保税業務規則に規定すべき事項が規定されていれば、その**社内管理規定をそのまま保税業務規則として使用することができます。**

既に税関に提出している社内管理規定を保税業務規則として使用することを希望する場合には、上記1. の期限までに、「**社内管理規定を保税業務規則として使用する旨の申出（フォーマット）**」に必要事項を入力の上、書面、電子メール又はNACCS汎用申請（**手続種別コード：H15（保税地域の許可内容変更届出）**）にて管轄する税関官署にご提出ください。

保税業務規則に関する経過措置について

～指定保税地域の貨物管理者の皆様へ～

令和8年6月1日から、これまで指定保税地域での貨物管理について整備をお願いしていた社内管理規定に代えて、**指定保税地域の業務について関税法その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項を規定した規則（保税業務規則）**を定め、貨物管理の開始後遅滞なく税関に届け出ることが義務付けられます。以下に該当する指定保税地域の貨物管理者については経過措置が適用されますので、所定の期限までに保税業務規則を定め管轄する税関官署に届け出ていただきますようお願いいたします。

詳細は「[令和8年度関税改正（保税関係）の概要【Q&A】](#)」もご参照ください。

1. 保税業務規則の提出期限 《Q&A問7》

令和8年6月1日の時点で現に指定保税地域において貨物を管理している者【**令和8年9月30日まで**】



2. 保税業務規則の記載事項 《Q&A問6》

保税業務規則の記載事項は関税法施行規則及び関税法基本通達に定めており、基本的に現在の社内管理規定の記載事項から大きな変更はありません。

3. 保税業務規則の提出方法 《Q&A問9》

上記1. の期限までに、管轄する税関官署に対し、書面又はNACCS汎用申請（**手続種別コード：未定（指定保税地域の規則の届出）** ※令和8年6月1日から利用可能）にて提出してください。

！ 社内管理規定を保税業務規則として使用する旨の申出 《Q&A問10》

既に税関に提出している社内管理規定について、事業者側においてその内容を改めて確認いただき保税業務規則に規定すべき事項が規定されていれば、その**社内管理規定をそのまま保税業務規則として使用することができます。**

既に税関に提出している社内管理規定を保税業務規則として使用することを希望する場合には、上記1. の期限までに、「**社内管理規定を保税業務規則として使用する旨の申出（フォーマット）**」に必要事項を入力の上、書面、電子メール又はNACCS汎用申請（**手続種別コード：未定（指定保税地域の規則の届出）** ※令和8年6月1日から利用可能）にて管轄する税関官署にご提出ください。